

島グルメ料理コンテスト出品助成事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、淡路島産農畜水産物の消費拡大及び島グルメの魅力発信等を目的とする料理コンテスト等への出品活動に対して行う助成について、必要な事項を定める。

第2 事業内容等

事業内容及び交付対象となる経費の範囲は次に掲げるとおりとする。

1 事業内容

食のブランド「淡路島」推進協議会会長（以下、「会長」という。）は、淡路島産農畜水産物を使用した島グルメの魅力発信を目的として参加する料理コンテスト等（以下「コンテスト」という。）への出品活動にかかる経費に対して助成するものとする。

なお、交付の対象となる活動は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 淡路島産農畜水産物を使用した島グルメを出品していること。
- (2) 参加するコンテストは、日本国内で開催され、公募により参加することができ、審査結果が公表される全国規模のコンテストであること。

2 交付対象経費

コンテストへの参加費、コンテストで使用する食材費、旅費等のコンテスト出展に係ると認められる経費

第3 事業実施主体等

本事業の実施主体及び助成額は、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施主体

- (1) 食のブランド「淡路島」推進協議会構成員
- (2) 食のブランド「淡路島」推進協議会賛助会員
- (3) 淡路島産食材こだわり宣言店

2 助成額

第2の2に定める交付対象経費について、100千円を限度に予算の範囲内において助成するものとする。

第4 事業実施の手続き

- 1 助成を受けようとする事業実施主体は、承認申請書（様式第1号）を作成し、会長に提出するものとする。
- 2 会長は、1の申請書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認する。
- 3 会員は、活動内容の変更を行う場合は、1及び2に準じて、あらかじめ会長の承認を受けるものとする。

第5 実績報告

- 1 事業実施主体は、実績報告書（様式第2号）を作成し、活動終了後1か月又は事業年度最終日のいずれか早い日までに会長へ報告するものとする。
- 2 特に報告を要する場合には、別途通知する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要となる事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。